

重要事項説明書

指定訪問介護・訪問介護相当サービス事業

指定訪問介護事業所 すえの森

重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0225-73-4855
月～金曜日 9:00～17:00
担当者 加藤 陽子

2. 事業所の概要

(1) 事業者名 指定訪問介護事業所 すえの森
所在地 石巻市須江字しらさぎ台3丁目21番地3
事業所の指定番号 0470201955
サービスの種類 訪問介護、訪問介護相当サービス
サービスを提供する実施地域 石巻市、東松島市圏内

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名
サービス提供責任者 1名
非常勤兼務 5名以上 (介護職員初任者研修以上の資格を有した者)

(3) 事業所の営業日

営業日 : 月曜日～日曜日
(お盆8月13日～16日、お正月12月31日～1月3日を除く)
営業時間 : 7:00～19:00

(4) 第三者評価 有・無

実施日 () 依頼先 ()
結果の開示方法 ()

3. 介護保険対象のサービス内容

訪問介護計画又は、訪問介護相当サービス計画の内容に沿って、
身体介護又は、生活援助のサービスを提供します。

4. サービスの実施概要

事業者は、利用者に対して訪問介護サービス又は、訪問介護相当サービスの内容事項を定め、その内容を利用者又は家族に説明します。

事業者は、サービス従事者を利用者宅に派遣し、訪問介護計画又は、訪問介護相当サービス計画に沿ってサービスを提供します。

訪問介護計画又は訪問介護相当サービス計画の範囲以外のサービスについては利用者様の自費とさせて頂きます。

5. 利用料金

訪問介護

・身体介護中心の場合

利用時間	単位数	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	163単位	1,630円	163円	326円	489円
20分以上30分未満	244単位	2,440円	244円	488円	732円
30分以上1時間未満	387単位	3,870円	387円	774円	1,161円
1時間以上1時間30分未満	567単位	5,670円	567円	1,134円	1,701円
以降30分を増すごとに算定	82単位	820円	82円	164円	246円
生活援助加算	65単位	650円	65円	130円	195円

(引き続き生活援助を行った場合 20分から起算して 25分ごとに加算、70分以上を限度)

・生活援助中心の場合

利用時間	単位数	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
20分以上45分未満	179単位	1,790円	179円	358円	537円
45分以上	220単位	2,200円	220円	440円	660円

・初回加算	単位数	利用料金	利用者負担
	200単位	2,000円	200円
・介護職員処遇改善加算IV		利用料金の14.5%	
・特定事業所加算IV		単位数の3%	

上記の訪問介護事業所すえの森と同一敷地内の集合住宅(サービス付き高齢者向け住宅すえの里)に居住する利用者に対してサービスを行う場合、通常の利用料から12%減算とする。

上記の金額は1人で訪問した場合の料金であり、
やむを得ない事情で且つ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人加算となります。
また、夜朝、深夜加算もあります。

訪問介護相当サービス

区分	利用料金	1ヶ月	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問型独自サービス 11	11,760 円	1,176 円	2,352 円	3,528 円	週 1 回程度の利用	
訪問型独自サービス 12	23,490 円	2,349 円	4,698 円	7,047 円	週 2 回程度の利用	
訪問型独自サービス 13	37,270 円	3,727 円	7,454 円	11,181 円	週 2 回を超える利用	

*介護予防訪問Ⅲは、要支援 2 の方のみご利用になります。

・初回加算	単位数	利用料金	利用者負担
	200 単位	2,000 円	200 円
・介護職員処遇改善加算Ⅳ	利用料金の 14.5%		

上記の訪問介護事業所すえの森と同一敷地内の集合住宅(サービス付き高齢者向け住宅すえの里)に居住する利用者に対してサービスを行う場合、通常の利用料から 12% 減算とする。

支払い方法

毎月 10 日までに前月分を請求します。請求月の 25 日までに、指定の口座に振り込みもしくは、現金にてお支払い下さい。

6. 職員の禁止行為

- (1) 医療行為
- (2) 利用者もしくはご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- (3) 利用者もしくはご家族からの金銭又は物品、飲食の授受
- (4) 利用者ご家族等に対するサービス提供
- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- (6) その他、利用者もしくはその家族等に対する宗教・政治・営利活動及びその他迷惑行為

7. 利用者及びご家族等の禁止行為

- (1) 職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

*利用者が酒酔い状態の場合は、サービス提供を行いません。

*他者の入室や室内待機によりサービスの妨げになる場合は、お断りする場合があります。

*適切なサービスの提供を確保する為、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等により訪問介護員等の就業環境が害される場合は、サービスの中止及び契約解除となる場合があります。

8. サービスの終了

要介護又は、要支援認定の有効期間満了の 7 日前までに契約終了の申し入れがあった場合
又その他以下の場合には、サービス終了となります。

- (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合
- (2) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (3) 事業者が守秘義務に反した場合
- (4) 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱した行為が
 あった場合
- (5) 事業所が解散した場合
- (6) 利用者が介護施設に入所した場合
- (7) 利用者の介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- (8) 利用者が死亡した場合

9. 緊急時・事故発生時の対応

緊急時等は速やかな現場対応と連携連絡を基本とします。

サービス提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他
必要な場合は、速やかに主治医への連絡等を行います。

サービス提供により事故が発生した場合は、利用者の家族や市町村、利用
者に係る主治医および居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、事故
の状況及び事故に際してとった処置を記録し、賠償すべき事故が発生した
場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事
由によらない場合には、この限りではありません。

10. その他重要事項

(1) 虐待防止

利用者様の人権擁護・虐待防止の為、指針を整備し責任者（代表取締役 加藤稔）を設置する
等必要体制の整備を行うとともに、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置
を講じます。又、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村や包括支援
センターへ通報します。委員会を年1回以上開催し従事者に周知徹底します。

(2) 感染症対策

訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、設備備品等の衛生
的な管理に努めます。委員会を6ヶ月に1回以上開催し従事者に周知徹底します。

(3) 業務継続

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を継続的に実施する為、及び非常時
の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定し必要な措置を講じます。従事者に周知すると
ともに、必要な研修及び訓練を定期に実施します。又、年1回以上計画の見直しを行い、必要
に応じて計画の変更を行います。

11. 相談・苦情対応

相談・苦情については、下記の窓口にて対応致します。

苦情担当者：加藤 陽子

電 話：0225-73-4855

※相談は各市町村でも受付けております。

石巻市介護保険課 電話 0225-95-1111

東松島市介護保険課 電話 0225-82-1111

宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話 022-222-7700

東部保健福祉事務所高齢者支援班 電話 0225-95-1419

東部保健福祉事務所母子障害班 電話 0225-95-1431

年 月 日

指定サービスの提供開始にあたり利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

所在地 石巻市須江字しらさぎ台3丁目21番地3
名称 訪問介護事業所 すえの森
管理者 加藤 陽子 印

本書面により事業所より重要な事項の説明をうけました。

利用者
住所

氏名 印

代理人
住所

氏名 印